

（午前9時30分 開議）

○議長（井上勝彦君）皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は22人で全員であります。

○議長（井上勝彦君）これより本日の会議を開きます。

○議長（井上勝彦君）この際、報告いたします。市長から平成24年3月1日付、橋総第217号をもって追加議案2件が送付されました。議案はお手元に配付しております。これを今会期中にご審議願うことといたします。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上勝彦君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において3番 富岡君、8番 中西君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（井上勝彦君）日程第2 一般質問を行います。

今回の一般質問の通告者は17人です。

質問は会議規則第62条の規定により、別紙の順序により発言を許します。

順番1、21番 岡君。

〔21番（岡 弘悟君）登壇〕

○21番（岡 弘悟君）おはようございます。三日間のトップバッターとして、頑張らせて

もらいます。

それでは、早速ではございますが、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。大項目が二つです。一つ目、371号バイパス建設に地域の思いを届けるために。

国道371号バイパスの建設が急ピッチで進む中、市内多くの地域で説明会等が開かれています。国道371号バイパスは周知のとおり、本市と大阪南部がつながる府県間道路であり、本市においてはライフラインの役目も担う重要なアクセスラインであります。多くの方にその重要性を理解していただき、多くの地域にご協力いただいています。

しかしながら、地元説明会において「事業主体である県の説明がわかりにくい」、「要望に対する答えがあいまいで判断できない」など、さまざまな不安を耳にします。

本市においても例外ではなく、国道371号バイパスに付随する工事の中には、事業主体が市であるものも少なくありません。その結果、説明会等で「県と市で協議中である」といった答弁が多く見られますが、地域としては、国道371号バイパスに付随する工事も含めて一つの事業であることに変わりありません。地域で生活する方にとっては、事業主体がどちらであっても、この事業により生活環境が大きく変わることが予想されるとなさらではないでしょうか。

そこで、県、市、地域の考え、思いを同じテーブルに乗せ議論できるように、県、市二つの窓口を一つにする体制が必要ではないかと考え、以下質問いたします。

1. 現状のように県の事業計画に市の事業計画を合わせていくのではなく、双方の考え、

地域の考えを含めた協議はできないでしょうか。現状の地域説明会では、「物理的に不可能」といった事例が多く見受けられますが、これらの事例は最初の協議に、市、地域の思いや考えが反映されていないからではないでしょうか。

2. 地域の説明会には必ず県、市双方が出席すべきと思います。県の事業部分、市の事業部分が分かれていることは理解しますが、地域の思いの中には本市に関係している事柄も少なからず存在するのも事実であります。地域の方々にとって、担当者に直接聞きたいことがたくさんあり、事業主体を分けて考えるのは難しいと思われませんが、いかがでしょうか。

3. 県、市、地域の考え、思いを取りまとめるために、県と市で窓口を一つにし、協議することが重要であると考えます。県と連携して新しい部署等を立ち上げる必要があると思われませんが、いかがでしょうか。

続いて大項目の2番、下水道認可区域内での浄化槽設置整備事業補助金の取り扱いについて。

本市では、長年にわたり下水道整備事業を行っていますが、現在の事業計画を完了するには、現在の予算規模から考えると50年から60年の歳月を必要とします。そして、計画が立ち上がってから既に数十年が経過しています。つまり、下水道事業認可区域に指定されているにもかかわらず、長年恩恵を受けることができない地域が多々存在しているのが現状です。しかしながら、このような事業は多くの予算と年月を必要とするため、認可区域内であっても、利用開始に地域ごとの差が生じて当然であるのも理解できます。

しかし、認可区域内というだけで事業計画の見通し自体わからない地域や、実行まで多くの歳月を必要とする地域において、浄化槽

設置整備事業補助金が支給されないのはなぜでしょうか。

1. 下水道事業計画において、今後10年の施工地域と、それ以後の施工スケジュールについてお聞きします。

2. 認可区域内であっても、土地の形状や立地条件等により、物理的に下水道を利用できない家庭に対する補助金の取り扱いはどうなっていますか。

3. 浄化槽設置整備事業補助金については、国、県、市が3分の1ずつ負担することになっており、認可区域内においては、国、県の要綱に当てはまらないのは理解しています。しかし、認可区域において、現在、計画自体が白紙の地域や、計画実行まで多くの歳月を必要とする地域においては、市の負担部分については、認可区域内であったとしても支給に関する年数の区切りを設け、市の負担部分は補助金として支給していくべきではないでしょうか。

以上です。明快な答弁よろしくお願ひします。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君の一般質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（松浦広之君）登壇〕

○建設部長（松浦広之君）おはようございます。よろしくお願ひします。

「371号バイパス建設に地域の思いを届けるために」についてお答えします。

和歌山県事業である国道371号バイパス事業「橋本バイパス」は、平成元年に都市計画決定され、平成18年4月には、市脇地内の国道24号から小原田地内の京奈和道路橋本インターチェンジの間が供用開始されました。京奈和道路橋本インターチェンジから柱本地内までは、三石台地内の既成区間を除き、延長が約4.4kmですが、平成22年4月には、この区

間のうち、柱本、慶賀野間が供用開始されました。

現在、平成25年度完成を目標に、小原田・菖蒲谷・御幸辻・橋谷・三石台・柱本の全区間で急ピッチに事業が進められています。

事業期間が長期にわたっていますことから、その間に、当初の計画と変更された部分もあるなど、地域の皆さんの思いや考えと、事業者である県との意思疎通が十分でない部分があるなど、今後事業を進める上で、本市も含め、検討すべき点はあると思われます。

従来から、本市が事業主体である計画などについては県と連携し並行して協議を進めており、また、本市の案件を含む地域の説明会には、必要に応じて県とともに本市も出席していますが、今後は、一層密に連携・協議をしたいと考えています。

県と市で窓口を一つにし、新しい部署を立ち上げることは現時点では困難であると考えます。

地域の思いを届けられるよう、事業主体である県との連携・協議を一層密にし、橋本バイパス建設促進に向け努力してまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひします。

○議長（井上勝彦君）上下水道部長。

〔上下水道部長（鈴江利夫君）登壇〕

○上下水道部長（鈴江利夫君）おはようございます。ご質問の2点目の、下水道認可区域内での浄化槽設置整備事業補助金の取り扱いについての、①下水道事業計画今後10年の施工区域とそれ以後の施工スケジュールのおただしでございますが、最初に、現状の本市公共下水道汚水分全体計画としては、計画面積2,225ha、計画人口6万5,400人であり、そのうちの下水道法第4条に基づく事業計画の認可につきましては、汚水処理面積が約1,440ha、人口約4万6,200人、事業認可期間平成25年度末であります。

また、整備状況といたしましては、整備済面積約1,028haであり、事業認可区域内での未施工区域面積としては、城山台などの大規模開発地を除き約234haとなります。

公共下水道事業は、下水道法に基づく事業認可を取得の上、実施することになり、その事業認可区域としては、概ね5年から7年をめぐりとして下水道整備を実施する区域となっております。

今後10年の施工区域と施工スケジュールでございますが、事業費の減少もあり、下水道事業認可区域内での長期間未整備となっている区域が生じている実情から、この事業費の推移で事業を進めてまいりますと、10年後の完工は難しいと考えております。

次に、下水道事業認可の変更につきましては、本市が紀の川流域関連公共下水道として整備しているため、流域下水道事業認可との整合を図る必要から、変更手続きに時間を要する上、困難な面もありました。

しかしながら、近年の地方分権の流れの中で、平成24年度より、さきに成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行され、下水道法に規定されている事業計画の認可についての手続きが廃止され、「事業計画を策定し、知事に協議すること」と下水道法の一部が改正されます。この改正により、事業計画の変更については、ある程度、市の自主性を尊重したものとなるため、以前よりは柔軟な対応が可能と考えられます。

しかしながら、本市の下水道整備は流域関連公共下水道であることに変わりはないため、流域下水道との調整は残ることになりますので、事業計画の変更は難しく、今後の課題として考えております。

これらを踏まえ、下水道整備については、効率的、計画的な事業の推進により、長期間

の未整備箇所の解消を図れるよう、今後さらに努力してまいりたいと考えております。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

〔市民部長（井浦健之君）登壇〕

○市民部長（井浦健之君）おはようございます。

続きまして、下水道認可区域内において、土地の形状、立地条件、その他の事情により、下水道設備の整備が困難な家庭への浄化槽設置整備事業補助金の取り扱いについてですが、議員おただしのおり、本市におきましては、国・県それぞれの補助要綱に基づき、市の補助要綱を策定し補助金を交付しています。

補助対象区域は、下水道認可区域、集合汚水処理区域、コミュニティ・プラント実施区域、農業集落排水事業区域以外の区域となっています。

また、下水道認可区域につきましては、随時認可区域の変更等の有無を確認しながら補助事業を進めており、それぞれの区域内につきましては補助対象外となります。

このため、市の負担分を補助することは考えていませんので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君、再質問ありますか。

21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございました。そしたら、大項目1番の小項目の1番、①から再質問させていただきます。

これ、つい最近、自分は御幸辻で住んでおるんですけども、御幸辻のほうでも地元説明会があったんですけども、そのときにも、物理的にそれは不可能ですといったような話が多々あったんです。それはもう最初の時点で、今、御幸辻もそうなんですけども、国道371号が最初に計画して、後から市の付随する工事ととっつけたような形になっておるので、

道の高さが合わないだとか、いろんな意味合いで、計画に沿わないので物理的に不可能といった話が多かったんですけども、こういった話というのは、今になったらもう計画自体が進んでおるので、今後の話になってしまうんですけども、今後としては、やはり県が主体の工事の部分と市がしなければならない付随する工事というのは、やはり最初にすり合わせておくべきだと思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君の再質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（松浦広之君）国道371号の当初の法線ですとか、縦断計画する際には、いくつかの重要なポイントをコントロールポイントとして、こういった大きな道については設計していくことになります。

御幸辻区においては、恐らくは県道でありますとか、そういった主要なポイントを一つコントロールポイントとして、そういった設計をしていくことになって現在に至っておるのかなというふうに思います。それであるがゆえに、いくつかのところで住民の生活道路であるとかいうふうなところが分断されて、機能回復の部分をどうやっていこうかというのが、先日の説明会等の中でもいろいろ議論のあったところでございます。

それについては、そういった中で市の関係する部分であれば、以前からもいろいろ協議をしながら現在に至っておるわけなんですけども、その辺が住民のほうに十分伝わってなかったのではなかろうかなというのが、先日の説明会での正直な感想でございます。

それから、本市が具体的に計画しておりますのは、御幸辻駅前広場の整備でありますとか、杉村公園の駐車場整備、こういったところが、市の事業としては具体的にこれらと連

携していくんですけども、これにつきましては、杉村公園の出入口等については、信号機設置等も含めて、高さの問題も含めて以前から協議も進めておりますし、また、御幸辻駅前広場におきましても、これはスペース的に非常に制約のある中なんですけども、国道371号からの出入り、あるいは駅前へ送り迎えに来られる方の利便性を図るという上で、いろいろ以前から協議して現在に至っております。

もちろん、先ほど申しましたとおり大きな道ですので、どうしても上がったりがったり自由にとりふうにはいきませんので、物理的制約は、やはり避けては通れないとは思いますが、以前からもそういった部分については協議もしてまいりましたし、また、今後も引き続き、可能な範囲で連携しながら密な協議を進めていきたいと思っておりますので、どうぞご理解のほど、よろしくお願ひします。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

そこで、もう一点気になるのは、説明会等を開くときに、その説明会を開きますよというのを地元で、地元からのお願いもあるでしょうけども、説明会をもし主体側がすれば、それはもちろん県が開くんですか。市からはしないですね。国道371号については県が説明会を行いますというふうに、主体は県になるんですね。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）建設部建設課の中に国道371号担当という担当がおりまして、そこらあたりは住民のお声とかいうのも、そちらのほうで吸い上げては行って、その経過の中で、住民の思い等も県のほうへ申し伝えたりするような経過はあるんですけども、基本的に説明会そのものを開きますのは、事業主体である県が開くと。そこに本市も出席し、市に関係するもの、あるいは住民の声を生で

聞くことによって、いろいろ反映していくということですので、あくまで説明会は事業主体である県というふうになります。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）県が主体であるのはもちろん当然やとは思いますが、そのときに、本市にかかわることがあるないにかかわらず、やはり本市も出席すべきやと思うんです。なぜかという、地域の人からしたら、県が主体であっても、やはり自分らは橋本市で住んでるので、どうしても一番身近な橋本市のほうにも意見を言いたくなる。県だけじゃなくてね。県にももちろん言いたいけども。

この間の御幸辻の話ばかりで申しわけないんですけども、御幸辻のときも、結局は市にかかわる工事も、皆さん、地域の方からしたら県であるとか市であるとかいうのは、あまり関係ないんですね。国道371号がかかわる事業に関しては、やっぱり一つのものとしてしかとらえようがない。その中で、事業主体のほうからしたら、それは県や、それは市やという話はもちろん出てくると思うんですけど、地域住民からしたら、それはあまり関係のない話で、どっちがどっちであろうが、自分らの思いというのをきっちり聞いていただいて、できるだけへんにかかわらず、やはりきっちりとした答弁をその場でいただきたいと思うんです。それが、その説明会においては、特に、これも僕の勝手な印象なんですけども、県側のほうが、それは市で考えてもらう部分やとかそういった話が多くて、それは僕、県だけが悪いんじゃないと思うんです。やっぱりそれは市も協議ができていない。県に対して、こういった計画があるんですけどもこうしたいというの、あと地域の声があるやんやというの、全くばらばらになっていると思うんです。

やはり、それをどちらがどうやというんで

はなくて、その三つ、地域と県と市が一つになって、どこまで自分らの思いを形にできるか。それは県は県なりの思いがあるし、市は市なりの思いがあると思うんです。やっぱり地域は特に地域なりの思いがある。それを自分らの中で一番いい形はどれなんやろうと探っていけば、話は前向いて進むと思うんですけれども、今の現状では、どちらかというとなんかできない、やれないという話ばかりになってしまうので、その一番最初でつまずきが起こっていると思うんです。

これは今後の要望になってしまうんですけれども、やはりその点については、今後きっちりと、まず地域の声を聞いて、ほんで県と市と、その考えをしっかりと示していくという形は、ぜひともとっていただきたいと思います。これは要望で結構です。今後の話になってしまうのでね。

ほんで、今、部長に答弁いただいたんですけど、生活道路が分断されたりとかいう話が出てましたけれども、特に御幸辻、この間話もたくさん出てたんですけども、国道371号バイパス事業の御幸辻工区の中で、市道御幸辻三石線南海高野線5号踏切の廃止に伴う付け替えは、バイパス事業が起因となるので、その機能回復は事業主体の県で施工すべきやと思うんです。これはちょっと、この間の説明会では、どうも市のほうで考えてもらわなあかんみたいな話になっていたんですけど、これは事業主体が県なので、やはりこれは県に強く要望してもらいたいです。

そういうところから僕は話が密にできてないと思う。僕、話を聞いていておかしいと思ったんですよ。何で市がそれを、原状復帰のためにやっていかなあかんのか。バイパスができて、その道がなくなるんやから、かわりの道をつけるのは県にしてもらわなきゃと思うんです。その点については、だから、そう

いった部分でも話ができているので、市のほうで話を進めてもらってますみたいな話になってるので、そういったところもきっちり話をして、ちゃんと分けて、ほんで説明会ではちゃんと説明していくという形をとってもらいたい。この辺はちゃんと県に強く言っていただきたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）その辺については、基本的には原因者で機能回復というのは原則になりますので、それは県に再度申し伝えます。

それと若干、先日の説明会等でのそういったところ、ちょっと補足で説明させていただくとするならば、5号踏切、御幸辻駅のすぐ北の踏切なんですけれども、これについて機能回復をどうやっていくかということについては、従前から計画の中で、本市と県の中で相当議論になったところです。ただ、やはり技術的なところからなかなか難しいということになれば、その機能回復を、例えば御幸辻駅前広場をする中で考えられないだろうかというところで、先日来の県のほうのそういった説明であったのかと思います。

それと、御幸辻駅前広場の設計については、実は本年度、23年度において現在やっている最中でございますので、そういったところから、先日の説明会では、まだ明確に説明ができなかったというのが実情でございます、県と市の連携が不十分であったがゆえに説明できなかったということでは決してなくて、時間的な問題もあって、先日の説明会ではきちっとした、できるできないも含めて説明ができなかったということですので、ご理解いただきたいと思います。

ということで、原因者、事業者、原因者負担というんですか、そういった考えに基づいて、再度県のほうへは申し伝えたいと思いま

すので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ぜひとも強く言ってください。その辺はきっちり分けて考えてもらわないと、市がやる部分、県がやる部分。それは地域の人には関係ないけども、やはり事業主体としては、ちゃんとその辺は協議してもらいたい。

それと、あともう一つ、地域の声なんですけど、先ほど言うたようにそういったお話もあるし、あと地域の声というのを、どうしても県というのは一つにまとめたがる。今のやり方はこうなんやというのでまとめたがるどころがあると、僕は個人的に思われます。そうじゃなくて、やっぱり地域は地域なりの特性があるんですよ。その地域というのは。

だから、これから今後、国道371号の工事を進めていくにあたって、やはりほかの工区はほかの工区なりの事情がある。その事情を一つの、これやからできませんというような考えではなくて、その地域にやはり合わせていくべきことも僕は必要やと思うんですよ。その一つが、今、御幸辻ですずっと問題になっている道の問題もそうやし、歩道橋の問題もそう。やはりその地域、今は歩道橋は必要ないという話になってるんですけども、やはりその地域の思いというのは、何もむちゃくちゃな思いじゃなくて、やはりその地域の特性があるので、その思いというのが生まれてきてると思うんです。

やはり、そういった部分というのを県に届けるのも市の役目やと思うんです。もちろん、地域が県にも言うけども、やっぱり市にも同じことを言うてくると思う。その思いというのは、やはり一番身近な橋本市が県に言う。和歌山県橋本市、もちろん和歌山県ではあるんやけども、橋本市でやってる工事、橋本市の住民の声なんやから、やはりその辺の声、

それが正しいか正しくないか、できるかだけへんかを、もちろんそれは考えていかなあかんけども、地域の声というのは、もしそれがその地域に合ってるものであれば、やはりそれは県に対して、その御幸辻の地域だけではなくてほかの地域にしても、やっぱりその地域の特性を知っているのは橋本市なんやから、その地域に合っていると本市が考えるのであれば、その声を県に届けていってほしいと思います。これも要望です。

2番のほうも。先ほど部長から極力出席していただけるというお話を聞いたんですけども、できたら極力ではなくて、必ず出席してください。なぜかといいますと、やはり県だけでは対応できない話が、例えば、それが本市が付随する工事がなかったとしても、やはり地域の人からしたら本市にかかわることも話に出てくると思います。そのときに、それは市の部分なのでと説明会で言われてしまいますと、じゃあなんで市が来てないんやと。きょうはその話違うでと言われても、その話関係ないという話になってしまいますので、地域の人からしたら聞きたいことがいっぱいあるので、その点に関しては必要に応じてというよりは、説明会があれば、そんなたくさんの人数は要らないとは思いますが、本市に付随する工事が無い場合にでも、最低1人か2人は出席していただいたほうが、地域の声も聞けるし、地域の考えも本市にとってはプラスになると思いますのでね。それは必ず出席していただいて、もちろんスケジュールも関係あるとは思いますが、これも要望ばかりで申しわけないんですけども、これも要望でしておきますので、ぜひとも出席してください。

3番。ちょっとしんどいというお話を聞きました。僕もこれ、しんどいやろうなと思って書いてます。でも、窓口を一つにするとい

うのは難しいかもしれんけども、窓口が二つであっても一つの窓口近づけていけるよう、本当に密に話し合いの場を持ったりだとか、絶えずコンタクトをとったりとはできると思うんです。それは担当課があると聞いているので、もちろんしていただいているとは思いますが、もちろんしていただいているとは思いますが、さらにはやっただけ、お答えお聞きします。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）先ほども最初の答弁で申しましたけども、県としましては平成25年度中の完成を目標にということですので、年度的に言いますと、あと2年間ということになりますので、現時点で新しい部署というのは困難であろうというふうに考えます。

ただ、逆に言えば非常に追い込みの期間でもありますし、残った諸問題というのも相当のも絞られてございますので、それから、今までも個別に、県の担当の方が個別の事情で説明会等を開いたりした場合には、本市の者が出席せずというのもあったようでございますが、ああいった形の説明会となりますと、特に今後残っておりますところは、すべて市の事業も密に絡んでまいりますので、結果的にと申しますか、気持ちとしても県とともに出席する方向で進めたいと考えますので、よろしくをお願いします。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。本当に、地域の声はまだ届いていないと僕は思う。まだまだいっぱい、さまざまな大きな問題があると思う。もちろんそれがすべて解決できるかという、解決できないかもしれません。でも、解決する姿勢を持たない、やっぱり解決する問題も解決しない。地域からしたら不信感しか出てこない。

やっぱりこういう計画、特に、本当に本市

にとってはライフラインになってくるような大きな計画、いろんな問題も出てくると思います。でも、県と市と地域とが一つにならないと、結局前向いて進まない問題やと思います。どれかをないがしろにはできない問題なので、やはりその三つをきっちり同じ土俵で、同じ声を聞いていただけるというふうに考えてもらわないと、この問題は解決しないと思いますので、その辺はいろんなことに関して、こういった問題は出てくるんですけども、やはり地域の声だけではあかんかもしれません。もちろん、県の声もある。市の声もある。でも、その声が皆ばらばらやってみようがないと思うんです。同じ方向を向かないと。でも、地域の声は絶えず何も反対しているわけではない。特に御幸辻においては、何も国道371号については反対しているわけではない。ただ、いろんな食い違い、ボタンのかけ違いがあるのを、そのままほうっておくからこのような状態になっている。ただ、そのかけ違いを一つずつほどいていくという努力も必要やと思いますので、今後密に協議して、特に地域とも密に協議していただきたいと思います。1番についてはこれで終わります。

2番です。下水道、これ、非常に僕は疑問に思うんです。特に認可区域内において、長年下水道の恩恵を受けられない方がおる中で、認可区域というだけで補助金等がいただけないというのは、非常に不公平さを感じるので一般質問をさせてもらったんですけども、まず1番、スケジュールをお聞きして、だいたい前からわかっていたので理解はしているんですけども、その中で、5年から7年をめどでほしい完成する、認可地域においては5年から7年をめどに完成していくという計画で立てているというふうにお聞きしたので、10年というのはちょっとあれなんかなと思っ

たんですけども、その中で未施工になる部分が、恐らく234ha出てくるであろうと。そして、この234haをすべて完成するにあたっては、先ほどちょっとわかりにくかったんですけど、もう一度答弁もらえますか。この234ha、残り5年から7年ではできないというようにお答えいただいたんですけども、そして、最終的にはどれぐらいの年数がかかるんでしょうか。

○議長（井上勝彦君）上下水道部長。

○上下水道部長（鈴江利夫君）234ha、今の現在の事業認可1,440haの残としまして、議員おただしのおり、そういう面積でございます。以前からご説明させていただいている年間の事業費を割りますと、4億円ぐらいが一つの事業費として頭に入れまして、少なからずもう10年はかかるような状況でございます。

これにつきましては、以前からの経緯で事業認可区域として予定をしておりますけども、今後の事業の進捗に合わせて、なお一層、今後の事業計画の知事との協議で、この面積を柔軟に対応するようには考えておりますけども、期間としては10年以上が要すると考えております。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。そして、その10年以上かかるということなんですけども、じゃあもう一つ、下水道認可にあたっての、この認可を、最新のものは平成何年に認可したものなんでしょうか。

○議長（井上勝彦君）上下水道部長。

○上下水道部長（鈴江利夫君）一番直近の変更が第9回で、平成20年の9月に出しております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。直近のもので平成20年に出していただい

るんですけど、出していただいてもできない計画を、今後どうやって進めていくかというのが一番の問題になってくるのであれなんですけども、どない言うたらいいのかな、僕が問題としているのは、認可区域に指定されて、結局一つのスパンを10年と考えて、先ほども言いましたけども、こういった計画というのは時間がかかるものなので、お金と時間がかかるものです。用意ドンで始めても、一番最初のスタートラインの人とゴールの人と、10年のタイムラグがあるというのは考えられるんですけども、やはり問題になってくるのは、そのタイムラグ以上超えている部分、ゴールライン、言うたら、これ以上はタイム、もうゴール切ってゴールテープなくなってる部分の人たちがいますやん。まだ、それでも最終のランナーが全員帰ってくるまで待ってられませんよね。その部分の人たちというのは、何で認可区域というだけで補助金がもらえないんやろうと。計画以上にかかっているんでしょう。計画以上にかかるんでしょう。認可区域の枠をはめて、その枠が、例えばこの認可区域の枠は10年以内に完成させるんですという計画を立てているんでしょう。でも10年超えるわけですよ。超えている人というのは、用意ドンで始まって、じゃあ10年たったら下水道来るんや、5年から7年の計画やから5年から7年たったら下水道来るんや、それやったら、まあ補助金もらえなくても仕方がないなという考え方は理解できるんですよ。でも、それ以上超えている部分というのは、その地域の人たちに何ら問題があったわけではなくて、ただ計画の遅れ、認可区域に指定されているだけで補助金がもらえないというのは、何でなんかなというのは僕の一番の疑問なんですけども、この辺については、担当部局というよりは理事のほうがお詳しいんでしょうかね。理事、一回お答え願えますか。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）私のほうも上下水道部長ということで、平成13年から上下水道部ということで担当させていただきました。

認可といいますのは、言いましたように5年から7年ということで取得するのが本来の形でございます。ただ、私どもがやりました頃は下水道最優先ということで、年間十二、三億円の下水道予算を組んでやっていったわけでございますけれども、その当時の大型公共事業の抑制ということがございまして、行革の関係がございまして、市街地にしましても休止区域を設ける、それから下水道についても抑制していくというような状況がございました。

ということで、現在、総事業費で4億円程度ということになってございます。平成20年の認可との整合もあるわけでございますけれども、橋本市の下水道の場合、特に上流部に開発区域が点在してございます。そういうことで、本来でしたら下流部から整備していくのが本来の形でございますけれども、隅田、あやの台にしましても、城山台それから紀見ヶ丘あたりにしましても、すべて幹線の上流部でございます。ということで、開発業者からの負担も求める中で幹線を伸ばしていったという経緯がございまして、認可区域がその沿線で地元からの要望もありまして、認可区域を市内の幹線至るところで広げていったという経緯がございまして、

ということで、現在の状況としましては、毎年4億円程度で推移しますと、ヘクタール当たり2,000万円程度の面積の事業費がかかりますので、認可区域をするにしても、今後10年以上かかっていくというような状況がございまして、

そういうことでありますので、下水道事業の現在の形をどういうふうと考えていくかと

いうことにつきましては、下水道審議会を設けてございます。そういう中で区域も減らしていくか、それから認可区域をどうしていくかという問題を審議していただきたいというふうに考えてございます。

ということで、橋本市の場合、その大きな開発地へ伸ばしていったという経緯と、大型公共事業を抑制したということに起因する問題というふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）僕が言いたいのは、事業をしているのは市でしょう。予算をつけているのも市でしょう。そしたら計画が遅れるのは周知の事実で、ずっと遅れてるわけですよ。12億円ついていた事業費が4億円になった時点で、事業計画が遅れるのはわかってるわけですよ。ということは、認可区域内というのは、網にかけたけども5年や7年ではできないというのは、もう既にわかっているんですよ。わかっているのに入っている人は補助金もらえないんですよ。

これが、下水道という大きな枠の中の、事業計画の中に入っておいたら補助金もらえないですよという話だったらわかるんですよ。違うでしょう。認可区域の中に入っておいたら、もうそれは補助金等が出ないんですよ。認可区域の計画を立てているのも市じゃないですか。でしょう。予算を決めているのも市やないですか。ほな、できないのがわかっておって補助金が出ないというのはおかしいんじゃないんですよかという話をしている。じゃあ、これを今後どうない考えていかなあかんのですかというのを考えていかなあかん。ここが一番のキーポイントやと思う。この認可区域について、じゃあ今後どうない考えていくんですよ。

僕、これは審議会が立ち上がっているの、

ちょっと質問しようかどうか悩んだんですけども、審議会のほうが本当にやってくれてるので、一般質問でするのはどうかなと思ったんですが、これ、お金が絡むので、ちょっと一般質問したかったんです。これは本当に、先ほど言うたみたいに、ほんまに難しい問題やと思うんですよ。例えば認可区域を考えて、外していこうと。ちょっと小さくしようと。ほんなら、今まで認可区域かかっておって、家建てて浄化槽建てた人はもうてないんですよ。言葉悪いけど、これは出戻りバックでけへんのですよ。どないかして前向いて進めていかな。それをできるのであれば、建てた人も外れたので補助金出しますよと、国・県の要綱に当てはまればいいですが、当てはまらないんですよ。そうなってくると。じゃあ市が市単で持つんかというたら持てないじゃないですか。

これはほんまに難しい問題やと思うんです。前向いて進むのも難しい、後ろ向いて進むのも難しい。でも、これ以上ほうっておかれな。だから、僕は市単部分でもいいから付けていかなあかんの違いますかねという。それはもちろん用意ドンで今からというたら、すごい不平があるかもしれんけど。どっちにしてもいろんな不平が出てくるんやったら、今からやっていかなあかんの違いますかと、僕はそれを言いたいだけなので、それについて、これは勝手な僕の個人的な考え方ですよ。市単で付けて、せめて市単でもつけていかなあかんというのは、僕の個人的な考え方なんやけども、今後、やっぱりどうにかしていかなあかんと思うんですけども、本市としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）確かに今回の一般質問で、浄化槽の補助について提言いただいております。それ以前に、下水道事業をどないし

ていくかという大きな命題がございます。流域下水道にしましても、600億円程度も投資しているという中で、これからもそれを活用していくような形にするんか、それとももう今の状態で、ほかのものに乗り換えていく、下水道事業じゃなしに集合型の浄化槽なんかも考えていくんかということの岐路に立ってございます。

ということで、非常に世の中の変化の中で、下水道事業そのものが現在も以前のような形でなされていくわけでございますけども、審議会というのは一つの手法でございますけれども、市としましても、この下水道事業をどないしていくかということを考えていく中で、浄化槽補助についても検討して、考えていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ちゃんと考えてください。ほんまに。もうほんまに僕、ずっと思ってることなんです。ほんまにずっと思ってる。もうほんまに地域の人からしたら、えらい損やなと思いますよ。で、どうやっていくか考えたときに、行政側としてもすごい答えが難しい問題やと思う。それは本当に自分がこうやって議員にさせてもらって、勉強すればするほど難しい問題やと思う。でも、これはほうっておかれへん。もう本当に。完全に目に見えて、補助金というお金で金額が出てしまっておるので、それも各ご家庭の話で金額が見えてきておるので、やっぱりその辺はきっちり、認定区域内において計画が遅れて、その部分について本市が時間の、年数の区切りはせなあかんけども、どういった形でそれを整理していくんかというのは、本市のほうで考えていかなあかん問題やと思うので、それはもう今後の課題やし、審議会等で考えてもらうというお話も出てましたので、ここ

で答えをもらうということはないんですけども、ただ、本当に考えてくださいね。これはほんまに考えてもらわなあかん問題やと思います。

ほんで、先ほど言うた今後の下水道のことについても、審議会等でお話していただけるということやったので、以前から先輩議員もずっと、市町村設置型の浄化槽というお話も出てました。いろんな社会情勢が変わって、本市にとって下水道は必要か必要じゃないんか。もちろん必要やと思うけども、でも下水道を進めていって、本市が実際その計画ができないというふうになってしまっても、これもまた仕方がないことなのでね。本市にとって一番ベストな、ベターな選択というのは、今後考えていかなあかんとは思いますが、それはもう僕の一般質問、これは通告してないので、通告外になるので、審議会のほうで話してもうたらええですけども、ただ、この補助金については本当に早う考えてください。これ、何でかというたら、ほんまに来月家建てる人もおったら、浄化槽やりかえる人もどんどん、どんどん出てくるんですよ。遅れば遅れるほど、やっぱり何らかの金額的な問題が出てくるので、それについては審議会でも一刻も早く取り上げて、本市としての考え方もまとめてください。これ、今、僕ちょっとはしょってしまったんですけど、1番と3番の質問はこれで終わります。

じゃあ2番。これ、立地条件の話は難しいと思うんです。実際、お金をかければじゃあできるやないかというところもあるし、いや、それは物理的に不可能やなという部分もあるんやけども、やはりそれ、地域によったら、物理的に不可能な部分はやっぱり何軒かあると思います。それはどうやって取りまとめしていったらええんやというのも、これも非常に難しい問題やと思う。ただ、これもセット

で考えていってください。結局同じような状態なんです。浄化槽にするか、下水道にするかという問題以前に、下水道がつかれない、つくっても接続できないというような物理的に不可能な部分も、やはり何らかの形で僕は補助金を出していかなあかんの違うかなというのはセットで考えておるんです。この部分についても、できたら審議会等で話し合っていたきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（井上勝彦君）上下水道部長。

○上下水道部長（鈴江利夫君）まず、ちょっと補足をさせていただきたいと思えますけども、土地の形状等で、下水道のほうでは一定、俗に言う污水管より低いところにつきましては、橋本市公共下水道低部敷地という形で、污水ポンプの設置の助成制度というのは一つ設けております。ただ、ある一定の諸条件がありまして、供用開始から3年以内とか、ポンプの施設は1敷地1個とかというような条件があることと、私道については2個以上なりの家屋で、いわば申請があれば、その分についての助成をさせていただいておることがございますので、それらも含めまして、今後は審議会の中であわせてご検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ぜひとも、簡単な問題ではないと思えます。どうしていくんかと、前向いて進むんか、バックするんか、どっちにしてもイバラの道やと思えます。でも、どういった形であれ、今のまま現状で置いておくというのは問題がある。だから、その問題を解決するために、どちらにしてもしんどい道ですけども、何らかの指針を出していただきたいと思えます。これ、要望です。

これで一般質問を終わります。ありがとう

ございました。

○議長(井上勝彦君) これをもって、21番 岡君の一般質問は終わりました。

この際、10時35分まで休憩いたします。

(午前10時22分 休憩)